

はじめに



川崎市では、川崎市子どもの権利に関する条例を2000（平成12）年12月に全国に先駆けて制定し、10年が経過しました。

条例施行後は、子どもの権利保障を図るため行動計画を策定し、子どもの権利に関する施策の推進に努めてまいりました。2005（平成17）年から3年間の第1次行動計画では、子どもの意見表明・参加を中心に取組を進め、2008（平成20）年からの第2次行動計画では、第1次行動計画に加え、子どもの相談及び救済の充実と子どもの居場所づくりに関する施策などに、より総合的、体系的に取り組んでまいりました。これまでの取組をさらに進めるため、このたび2011（平成23）年度から3か年を計画期間として第3次行動計画を策定しました。第2次行動計画に加え、子どもの権利条例の理解促進と、相談・救済の推進に力を入れております。

子どもたちをとりまく環境は依然厳しく、状況もめまぐるしく変化しています。川崎市のおとなと子どもとが自分らしくいきいきと豊かに暮らせるよう本計画の推進に取り組んでまいります。

行動計画の推進にあたり、皆様の御理解、御協力を心からお願い申し上げます。

2011（平成23）年3月

川崎市長 阿部孝夫